平成２７年（フ）第２０３５号
東京都板橋区赤塚２丁目４―14―403
債務者　山本　明子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０３６号
東京都中野区野方２丁目10―１　Ｄコーポ中野202
債務者　井田　　恭
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４号
横浜市南区永田みなみ台２番11―1305号
債務者　橋本　健二
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９５号
横浜市南区永田みなみ台２番11―1305号
債務者　橋本　惠子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
長野県小諸市大字御影新田2121番地65　県営住宅52―50
債務者　藤井　美江
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第５１５号
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目３番２―504号
債務者　稲垣　豊美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６７１号
大阪市都島区都島中通３丁目３番26号　パールハイツ楓401号、前住所大阪市鶴見区鶴見４丁目５番18号
債務者　川崎　　操
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１３号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目４番16―701号
債務者　川端菜奈子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７４８号
大阪市淀川区十三元今里２丁目11番６号　ツインズイースト103号
債務者　中川　翔太
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６６号
大阪市西区千代崎２丁目25番12号　502、前住所大阪市西区本田１丁目８番16―905号
債務者　坂田　一吉
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３号
沖縄県沖縄市山里１丁目９番６号　宜保アパートＣ棟301号
債務者　比嘉香菜子（旧姓當眞）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第２４号
沖縄県沖縄市山里１丁目９番６号　宜保アパートＣ棟301号
債務者　比嘉　　正
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６号
栃木県大田原市湯津上2378番地１
債務者　菊地　スイ
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第３７号
東京都八王子市片倉町547番地２エスポワールハイツＳ103号
債務者　川畑　匡弘
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
東京都東大和市蔵敷３丁目691番地の２芝中住宅ロ５―406号
債務者　村上美喜雄
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部